

A4 この「取引相場のない株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度」は、会社法上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社）しか適用されませんので、経過措置型医療法人の出資持分は納税猶予制度の適用対象とはなりません。

また、物納に充てることができる相続財産は相続税法に規定されている財産に限定されています。持分の定めのある社団医療法人の出資は物納に充てることができる財産に含まれていませんので出資持分を物納するはできません。

(1) 取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の概要（措特法 70 の 7、70 の 7 の 2）

これは「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、創設された「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」のことです。

(ア) 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度

後継者である相続人等が、相続により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合には、後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（会社の発行済議決権株式の総数等の 3 分の 2 に達するまでの部分を限度とします。）に係る課税価格の 80% に対応する相続税の納税が猶予されます。

後継者等の死亡等があった場合には、「免除届出書」を所轄の税務署に提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されていた相続税の全部または一部についてその納付が免除されます。

(イ) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数の 3 分の 2 に達するまでの部分を限度とします。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」を所轄の税務署に提出することにより、その死亡等があったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部または一部についてその納付が免除されます。

(2) 納税猶予制度の経過措置型医療法人への不適用

取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は、中小企業基本法に定める中小企業を対象としています。よって「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の中小企業に該当しない大会社や医療法人・社会福祉法人・NPO 法人等は、この納税猶予制度の適用対象とはなりません。

(3) 出資持分の物納

相続税法において、物納に充てることができる財産は相続税法第 41 条第 2 項に規定されており、また物納財産の優先順位も定められています。それは以下のとおりです。（相法第 41 条第 2 項）

- （ア）第一順位 国債及び地方債、不動産及び船舶
- （イ）第二順位 社債及び株式並びに証券投資信託又は貸付信託の受益証券
- （ウ）第三順位 動産

第二順位として「株式」が規定されていますが、相続税法上の株式は、厳密な意味での株式会社の株式をいい、その他の法人である医療法人の「出資持分」とは明確に区分されています。

したがって、医療法人の出資持分は物納することはできません。